

白井市教育委員会会議録

○会議日程

平成24年5月15日（火）

白井市役所4階第2会議室

1. 委員長開会宣言

2. 会議録署名人の指名

3. 前回会議録の承認

4. 委員報告

5. 教育長報告

6. 議決事項

議案第1号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

議案第2号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

議案第3号 契約の締結について

議案第4号 契約の締結について

議案第5号 平成23年度繰越明許費繰越計算書について

議案第6号 平成23年度事故繰越計算書について

議案第7号 白井市社会教育委員の委嘱について

議案第8号 白井市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について

議案第9号 準要保護児童・生徒の認定について

7. 報告事項

報告第1号 白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

報告第2号 平成24年度「特色ある学校づくり事業」学校別計画事業及び予算配当について

報告第3号 白井市学校評議員の委嘱について

報告第4号 白井市心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について

報告第5号 白井市学校体育施設開放運営委員の任命について

報告第6号 白井市文化財審議会委員の委嘱について

報告第7号 準要保護児童・生徒の認定について

8. その他

○出席委員

委員長 市場 正明

委員 石亀 裕子

委員 高城 久美子
委員 石垣 裕子
教育長 米山 一幸

○欠席委員

なし

○出席職員

教育部長	清水 登
参事	伊藤 勝
生涯学習課長	大塚 栄一
文化課長	秋本 善久
書記	伊藤 祐子
〃	松村 明

午後2時00分 開 会

○市場委員長 本日の出席委員は5名です。

○委員長開会宣言

○市場委員長 これから平成24年第5回白井市教育委員会定例会を開会します。
本日の議事日程はお手元に配付の日程表のとおりです。

○会議録署名人の指名

○市場委員長 会議録署名人の指名をいたします。高城委員と石垣委員にお願いします。

○前回会議録の承認

○市場委員長 続きまして、前回会議録の承認に入ります。
会議録はお手元に届いているかと思います。訂正等がございましたらお願いします。
承認でよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 承認といたします。

○委員報告

○市場委員長 各委員から報告がありましたらお願いします。高城委員。

○高城委員 4月24日、印教連の総会に行ってきました。その後、成田市内のホテルで情報交換会が行われました。以上です。

○石亀委員 除染関係について、市民の方から心配だというメールが私のところにまいりましたので報告したいと思います。白井市内の学校の運動会が屋外で除染前に行われる学校があるということを心配されています。特定場所が運動場には限らないかもしれないけれども、この状態で運動場での運動会を行うというのは心配であるということです。いろいろと対策も練られていると思いますけれども、子ども達が長時間屋外で過ごすということ、運動会以外にもあるんですけれども、そういうことも含めて今後の子ども達の安全を考えていってもらいたいというメールをいただきました。これから子ども達の健康と屋外での運動について折に触れて皆さんで考えていけたらと思います。

○市場委員長 運動会を早い時期にやるのは、大山口中と清水口小だけですね。あとは9月、10月。大山口中の場合には校舎の改修工事に絡んでいることと、清水口小は例年6月にやっているんですね。

○清水教育部長 はい。

○市場委員長 他にありますか。

[「なし」と言う者あり]

○教育長報告

○市場委員長 教育長報告をお願いします。

○米山教育長 それでは、前回の定例教育委員会議以降の報告をいたします。

4月18日、清水口小学校体育館で教育研究会定期総会に委員長と参加いたしました。市内の全教職員が集まった研究会です。

翌日19日、松戸特別支援学校に訪問をしてまいりました。本市の子ども達3人が通学しております。

翌20日、都市教育長協議会定期総会に出席いたしました。主には、新年度の新役員の決定となっております。

翌21日、桜台センターで桜台スポーツクラブの総会に出席いたしました。年数がたってきますと、会員が減少してくるということで、総合型スポーツクラブの会員の増強、それと、各種目、スポーツの内容についての検討も必要であるという印象を受けております。

同日、文化会館大ホールで芸能振興会による春の発表会が開催されました。

翌22日、南山地区のスポーツコミュニティみなみの総会に出席いたしました。こちらについても、やはり会員の増強が必要であるという印象を受けております。

28日、社会福祉協議会第1回評議員会に出席いたしました。

5月10日、梨マラソン実行委員会が開催されました。例年どおり実施されるということで、実行委員会のほうで決定しております。

12日、P連の総会が開催されました。P連の会長に七次台中の会長の渡辺さんが就任されております。

私のほうからは以上です。

○市場委員長 以上、委員報告、教育長報告で質問等ありましたらお願いします。

特にないようですので、了解といたします。

○市場委員長 続きまして、非公開案件についてお諮りします。

議案第9号「準要保護児童・生徒の認定について」、報告第7号「準要保護児童・生徒の認定について」は、個人情報に関する事項が含まれますので、非公開がよろしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 それでは、本件については非公開といたします。

○議案第1号 白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の
制定について

○市場委員長 これから議事に入ります。

議案第1号「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」、清水部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 議案第1号「白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、千葉県の職制の見直しによる職務の級別区分の一部改正に伴い、白井市立小学校及び中学校管理規則の一部を改正するものです。

裏面及び次ページをご覧ください。現行及び改正案でございますが、4条のところに「事務職員、学校栄養職員、技術職員、その他の職員の職及び職務は、次のとおりとする」というところで、その一覧表がございます。その一番上のところに、事務職員の職のところ、現行ですが、事務長、副主査、主任主事、主事という事務職員の中に4種類の職がございました。それを、主事、主任主事、副主査はそのままでございますけども、事務長のところに主査という職をつくるということでございます。これにつきましては、県のほうの給与条例等で、事務長のところで4級の事務長と5級の事務長が存在していたわけですが、1つの職で2つの級にまたがって職制があるというところは改善すべきじゃないかというような議論があったと聞いております。そこで、4級、5級のところを主査、事務長というふうに分けて発令をするという形になったということでございまして、ご存じのように、白井市立の小中学校につきましては、設置者は白井市でございますけども、県費負担教職員と言われておりますように、給与のほうは県費のほうで負担されていますから、県のほうの給与条例が適用されるということから、白井市の管理規則を改正するものです。

○市場委員長 ただいま説明について、質問等ございますか。

事務長2種類というのは、単なる事務長という名称と管理事務長とか何とかという名称が昔ありましたね。

○清水教育部長 県立高校とか県立特別学校の場合には、事務室の中に複数の事務職員がいるという状況がありまして、小中学校の場合には大体1校1事務職員ということで、ちょっと体制が違うんですけども、高校のほうは事務長の次にもう一つ上の級として事務主幹という職があります。小中学校にはないです。

○市場委員長 わかりました。職制の見直し、いわゆる法の改正に伴うものであるということで、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認いたします。

○議案第2号 白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について

○市場委員長 議案第2号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」、清水部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 議案第2号「白井市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令の制定について」。白井市学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、学校職員の休暇等の取り扱いについての一部改正に伴い、白井市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。

裏面をご覧ください。新旧対照表をご覧ください。「前項の看護休暇承認申請書の内容からは、負傷、疾病又は老齢による看護であることが明らかでなく、校長が休暇承認の適否を判断できない場合は、医師の診断書又は被看護人の疾病等の状況を客観的に判断できる国、都道府県又は市町村が発行する証明書等の写しの提出を求めることができる」という部分で、「被看護人」という文言が出てまいります。その文言を「要看護者」という文言に変えるということでございます。

現行の看護休暇承認申請書と改正案の看護休暇承認申請書でございます。見比べていただきまして、一番左側にあるところの「被看護人の状態等」という現行の部分を「要看護者の状態等」と文言を変えたものです。

裏面をご覧ください。最後のページでございます。あとは表の内容なんですけれども、今までですと、当該年度における申請回数、何回と書く欄と、当該年度における通算期間、何日という欄があったんですけども、その部分を「当該要看護者の看護を必要とする一の継続する状態における申請回数」、また期間につきましては「当該要看護者の看護のために取得した看護休暇の通算期間」という形に文言が変わってございます。

注釈のところも、順番を変えたり、文言が変わっているんですけども、特に今回のところで確認しておきたいところにつきましては、「なお、今年度内において再度の申請となる場合にはその理由も記載すること」とございます。その部分を「なお、当該要看護者の看護を必要とする一の継続する状態において再度の申請となる場合にはその理由も記載すること」というふうになっております。ほかの部分は変わっていません。

どういうことかと申しますと、規則的には今の言ったところを変えるわけでございますが、看護休暇の制度そのものが県のほうで運用を変えたという事情がございます。教員、事務職員とか養護教諭等につきましては県費負担教職員ですので、白井市の勤務時間、休暇等の規則によるのではなくて、県のほうの勤務時間条例に基づいて小中学校の先生方は動いています。その県のほうの勤務時間の条例を細部にまた規定しているもの、規則がありまして、それは千葉県の人件委員会規則というもので教職員の勤

務時間、休暇等に関する規則が決められています。その人事委員会で決められている職員の勤務時間、休暇等に関する規則の中の看護休暇制度がこのように変わりました。その部分はこちらに出てこないんですけども、今までは一の年度を通して180日の範囲内で看護休暇というのは認められておりました。一の年度、4月から3月までで180日以内のもので、それ以上になると、それは認められません。年度が変わると、また申請すると180日まで認められた。それがまた年度が変わると180日認められるということで、何回でも180日、年度の中では180日は上限なんだけども、繰り返し取ることができていました。それが新しく、一人の要介護者について通算して3年の範囲内を上限としますというふうに改正された。つまり、一の年度で180日という制約がなくなったんだけど、3年まで取れますよというふうに広がったように見えますけれども、同じ理由でそれを繰り返すのは3年が上限だということになったと、それ以上は看護休暇は認められないというふうに変ったというところで、先ほどの注釈のような記載になった。必要とする一の継続する状態において再度の申請となる場合は認めるけれども、年度内の規定ではなくなりましたよというのが、そこに書かれているわけでございます。

なお、看護休暇につきましては、180日とか3年とかすごく長く保証されているようでございませうけれども、無給でございます。看護休暇を取得した場合には、有給じゃなくて無給でございますので、こういう規定になったということをお聞きしております。

以上でございます。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。

看護休暇には要介護の休暇、どういうふうに言葉を使い分けているのか。

○清水教育部長 看護休暇には、例えば介護認定の問題にかかわらず、必要があれば取れます。例えば祖父母ががんを患っていて休暇がほしいとか、そういう通常の一般疾病でも、看護の必要があれば取れます。

○市場委員長 我々の時代にはそういうのがなかったのでわからないんですが、要介護のための休暇は、これは無給ですね。

○清水教育部長 介護認定を受けていて要介護者を介護したいという場合に、申請によって認めることはできますけれども、今までであると180日を超えない範囲で継続した期間であったわけですね。例えば90日間看護休暇を取って、そこで復帰できれば復帰するし、だめであれば180日まで伸ばすことができる。ただ、それ以上の場合には有給休暇を取るしかなかったわけです。有給休暇を使い切ると、あとは辞めるしかなかった。欠勤になりますから辞めるしかなかった。それが今回の改正で、3年まで、無給ですけども、長期にわたる中で3年まで休めるようになったという改正でございます。

○市場委員長 質問等ございますか。

法改正、一部改正に伴う服務規程の改正であるということで、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○議案第3号 契約の締結について

○市場委員長 議案第3号「契約の締結について」、伊藤参事から説明をお願いします。

○伊藤参事 議案第3号「契約の締結について」。白井市教育委員会は、契約の締結（大山口中学校校舎改修工事）について、別紙のとおり市長に申し出る。なお、本契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要になります。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

この入札につきましては、5月23日の入札をもってそれぞれ決まるものがありますので、2ページ目の3の契約金額並びに契約の相手方につきましては、今のところ未定ですので、入札の結果によるということになってございます。

なお、契約の案件につきましては、入札予定価格が1億5,000万以上の工事契約となるものにつきましては、議会の議決に付さなければならないという決めがございまして、6月議会に上程するものでございます。

次のページをお開きください。資料の部分でございます。大山口中学校校舎改修工事でございます。現校舎につきましては、地上3階建て、鉄筋コンクリート造となっております。工事の内容につきましては、建築年次が52年度ということで、大分老朽化も進んでおりますので、老朽化対策改修、並びに昭和56年以前の建築ですので、現在の耐震基準をクリアしておりませんので、耐震補強工事を行います。最後の一部増築工事につきましては、エレベーターがついておりませんので、エレベーターシャフトの部分の増築工事並びに給食配膳員の休憩室を増築いたします。工事対象面積につきましては、既設校舎の面積が5,999.05平方メートル、増築面積で48.65平方メートルで、合わせて6,047.70平方メートルの工事対象面積となります。

なお、エレベーターにつきましては、車いす対応型エレベーター1基、定員13名のエレベーターを設置いたします。

現校舎につきましては旧耐震設計でございますので、耐震性能値をあらわしますI_s値が0.3以下ということで、文部省のI_s値0.7の基準を大きく下回っております。耐震補強工事をいたしますと、文部省の基準であります0.7を上回る数字の校舎が完成いたします。

なお、工期につきましては、25年1月末を予定しております。

図面につきましては、現在の現況図並びに1階の改修前の平面図、続きまして1階の改修後の平面図ということで、3階までの図面を添付してございます。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。エレベーターの設置場所が見つからなかったんですけどどこですか。

○伊藤参事 図面の3ページをお開きください。北側部分の右側で休憩室というのがございます。

これが先ほど私が申し上げました配膳員の休憩室になります。その横に四角いスペースがございませぬけれども、そちらにエレベーターを設置します。

○米山教育長 2点、わからないので。まず1点目、エレベーターの部分の建築確認申請はもう終わっていますか。全体の中で終わっているのか、取り出してここだけやったのかどうか確認をお願いします。

○伊藤参事 現在、民間の申請機関のほうに申請中でございます。

なお、確認申請の内容につきましては、エレベーターの部分と駐輪場も大分傷んでいますので、駐輪場も建築確認申請の対象になりますので、あわせてその2件で申請しております。

○米山教育長 もう1点。「延焼の恐れのある部分」と書いてありますが、これはどういう意味ですか。

○伊藤参事 この部分につきましては、隣接する建物がありますので、もし隣接する建物が延焼した場合、延焼のある部分ということで、こちらに火が回るんじゃないかという印でございます。ですからこの「延焼の恐れのある部分」につきましては、耐熱ガラスの返しを行う予定でございます。

○米山教育長 8ページ、これは屋上の図面だと思うんですけど、屋上の防水シートは全て交換するのか、しないのか。それと、手すりの撤去になっているので、ここはもう上には上がらないということで、当初は何らかで上がっても危険ではないように手すりを昭和52年のときはつけたんだろうけど、この手すりの撤去の理由と、あと防水シートをやらないと、雨漏りの原因は大半このなので、防水シートを新しいものに変えるかどうか。

○伊藤参事 屋上の防水については、建築後、一度も手入れしておりませんので、全て改修をいたします。屋上の手すりにつきましては、10ページ目の図面をご覧いただきたい。改修前の屋上には手すりがございます、改修後の図面にも手すりがありますので、古いものを撤去いたしまして新しいものを新設いたします。

○米山教育長 各階、各教室、テラスっていうのか、ベランダって言ったほうがいいのか、全て同じ手すりがあるんだけど、その強度について、例えば52年からだから、劣化をしていたりとか、金属自体が疲労していて落ちる可能性もあるので、ここで、改修の中で強度と劣化を一緒に調べてもらって、屋上の手すりは作り直すんだろうけど、各階の南側は全部手すりがある、北側は何もないので、手すりの確認をしてもらいたいと思います。

○伊藤参事 基本設計、実施設計、2年かけて行いました。その辺の部分につきましても強度等調べてあると思いますが、ここで確かなことは言えませんので確認いたします。

○市場委員長 同じく8ページですが、手すりの中には、この図面ではないようですので問題ないと思うんですが、手すりの左手、西側に屋根、ゴムシート防水撤去とありますけども、これは例の中野で起きた明かり取りのようなものですか。

○伊藤参事 これが先ほど教育長のほうから質問がありました屋上の防水の内容で、コンクリート

の上に雨漏りしないように防水処理をするわけです。その内容を書いてございまして、ゴムシート防水です。

○市場委員長 採光のためのじゃないんですね。

○伊藤参事 はい。各学校には明かり取りの、こういうプラスチックでできた明かり取りはございませんので、それは心配ないと思います。

○米山教育長 老朽化と耐震だから、普通教室や特別教室の数の違いとか変更はないだろうと思うんだけど、その辺はどうですか。特別教室と普通教室を変えて動かすとかというのをやったことがあるんだけど、今回はそのままの状況で変更なしでいいですか。

○伊藤参事 基本的には、改修前の教室の内容と改修後は変わらないんですけども、6ページ、7ページ、これにつきましては3階の平面図ですけども、改修前、ほっとスペース、いちょうルームが改修後、普通教室になっていますので、特別教室的なものが一般の教室になっている部分もございまして。この辺につきましては、学校との協議の中でこのような形になっていると思うんですけども、次回までには、そこら辺の教室の変更について資料を提出いたします。

○市場委員長 工期は夏休みが中心だと思うんですが、予定としてはいつからいつまでですか。

○伊藤参事 工期につきましては、議会の議決をもらって速やかに、本契約をいたしまして、すぐに契約します。実際の工事につきましては、入札業者につきましても一月ぐらいは準備工事がありますので、実際の工期は7月ころから入るんですけども、中心になる工事につきましては夏休み中心に済ませたいと考えております。夏休み中に全て完成、終るというわけではございませんので、2学期始まるわけなんですけれども、その2学期の授業に支障にならないような工事を進める形になります。

○石垣委員 今回は校舎の改修工事ということで、体育館はまた別の年度でやるわけですね。柔剣道場というのは、該当するかどうかも含めているのでしょうか。

○伊藤参事 現在、市のほうには各小中学校と耐震工事改修計画並びに大規模改修計画というものがございまして、中学校にございまして柔剣道場につきましては、その計画の中には含まれておらないというのが現状でございます。

なお、柔剣道場につきましては、56年以降の建築になっていますので、耐震基準をクリアされていると思われまして。

○市場委員長 ほか、ございますか。

質問ないようですから、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○市場委員長 議案第4号「契約の締結について」、伊藤参事から説明をお願いします。伊藤参事。

○伊藤参事 議案第4号「契約の締結について」。白井市教育委員会は、契約の締結（七次台小学校校舎増築工事）について、別紙のとおり市長に申し出る。なお、本契約は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決が必要になります。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

次ページをお開きください。先ほどと同じように、これ以降のものにつきましては、6月議会の議案並びに資料になります。

なお、この七次台小学校増築工事につきましても、入札日が5月23日を予定しておりまして、議案書としては不備な形になっております。

次のページ、議案の資料になります。工事の概要になります。敷地の概要ですけれども、特に新しい建物を建てるということで、都市計画の内容になってございます。

続きまして、工事の概要につきましては、建築面積が738.90平方メートル、延床面積につきましては1,497.67平方メートル、構造につきましては鉄筋コンクリート造、地上2階建てになります。施設の内容につきましては、普通教室を12教室、並びに新しく校舎を建てますので、旧校舎との渡り廊下、並びに既設の校舎にはエレベーターがありませんので、今回の工事にあわせて、現校舎側にエレベーターシャフトを設置いたします。設備としましては、機械設備、電気設備、消防設備、エレベーターにつきましては車いす対応型、定員13名のエレベーターを設置いたします。工期につきましては、25年2月末を予定しております。

○伊藤参事 補足ということで、設計のほうで苦心したという部分をご説明いたします。まず、渡り廊下ですけれども、既設校舎につきましては、渡り廊下に突起部が出ておりますので、そこに渡り廊下をつけざるを得ないという制約がございました。あと、新しく建てる建物が2階建てですので、既設の校舎の影にならないようにということで、その辺の、日当たりがいいようにというところの部分で、既設校舎と新設校舎の間隔をあけた部分がございます。あと、不足教室が将来的には12教室不足するという中で、新築校舎の延べ床面積が現校舎の半分以上になりますと、既設の校舎を含めて全体の確認申請をとらなくてはならないというような法律が、取り決めがございます。そういう中で、12教室を確保するにあたりまして、既設校舎の面積の半分以下になるというような形で設計、建築するということになっております。

○米山教育長 A棟の防犯・防災上の出入口というのは、昇降口と、あとどこか出るところは、出入口はどこになるんですか。

○伊藤参事 基本的には昇降口ですけれども、あとは渡り廊下、2カ所になろうかと思えます。

○米山教育長 A棟のほうのキュービクル側、ここは外に出入りできないんですか。詳細の図面で確認しておいてください。

○伊藤参事 構造的に倉庫になっていますので、ここからは出入りはできない構造になっておりま

す。

○米山教育長 1階はほかの学校みたいに教室の前後に扉があって外に出られるんだけど、1階は昇降口と各教室から出られると、そういうことですね。

○伊藤参事 はい。

○伊藤参事 先ほどの階段部分の倉庫の部分で訂正させていただきます。図面をよく見ますと、扉の部分が階段部分の右側にありますので、ここで出入りできるようになっています。

○市場委員長 南側3階で、北側2階だと、日影になることはどうですか。

○伊藤参事 冬場のお日様の低い時期でも、1階から日が当たるような設計にはなっているかと思えます。

○市場委員長 ほか、質問ございますか。特にないようですので、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○議案第5号 平成23年度繰越明許費繰越計算書について

○市場委員長 議案第5号「平成23年度繰越明許費繰越計算書について」、伊藤参事から説明をお願いします。伊藤参事。

○伊藤参事 議案第5号「平成23年度繰越明許費繰越計算書について」。白井市教育委員会は、平成23年度繰越明許費繰越計算書について、別紙のとおり市長に報告する。平成24年5月15日提出。
白井市教育委員会教育長 米山一幸。

それでは、裏面をご覧ください。繰越明許費につきましては、予算が成立しておりまして、事業を執行する中で、その年度内に事業が終了しない見込みとなった場合、予算を翌年度に繰り越しまして執行するものでございます。

校内LAN構築工事、これは大山口中学校校舎改修工事にあわせまして、校舎内のパソコンのLAN工事を行うものでございまして、大山口中学校の校舎改修工事につきましては、国の市町村の財政負担が有利だということで、23年度に予算計上させていただきました。あわせて校内LAN工事と校舎改修工事とあわせまして23年度に予算計上したものですので、実際の工事は24年度ということで、繰り越しするものでございます。

続きまして、2番の小学校体育館改修事業でございます。これにつきましても、文科省のほうから、23年度に前倒ししますと市町村については大分有利になるということで、23年度に予算計上をさせていただきました。実際の工事につきましては24年度に実施するものでございまして、ここで繰り越しをさせていただきます。

3番の中学校費、中学校グラウンド改修工事、これにつきましては、七次台中学校の砂塵防止に伴うグラウンド改修工事でございます。このグラウンド改修工事につきましては、文科省の補助金が入りま

すので、23年度に予定しておりましたけども、東日本大震災の関係で、その補助金が23年度末に、市にとっては主になるというような文科省からの内示がまいりましたので、23年度末に予算計上しまして、実際の工事は24年度に実施するものでございます。

続きまして、中学校校舎・体育館改修事業、これにつきましては、先ほど説明しました大山口中学校校舎改修工事でございます。これも23年度の補正で計上したものでございます。

5番目の市民プール施設改修事業、これは市民プールのスライダーと25メートルプールの改修を行うものでございまして、プールのオープンにつきましては7月までには工事を終了させておかなければならないという状況の中で、23年度末に補正で計上いたしまして、年度明けすぐに、24年度すぐに工事を実施するというので、24年度に繰り越した内容でございます。

○市場委員長 以上の説明について、質問等ございますか。文科省の補助金等で、これについては23年度末までに予算化しないと補助金が出ないとか、あるいは十分な補助金が出ないとかということがものによってはあるわけですね。

○伊藤参事 繰り越すものの中で、具体的には第三小学校の体育館と大山口中学校の大規模改修ですけども、聞くところによりますと、国の第三次補正、文科省の、そういうような補助金を前倒して市町村が活用すれば市町村にとっては大分有利な状況になるということで、文科省のほうからそういうような通知、通達がきましたので。本来であれば、24年度の当初予算で計上すべきだったところですけども、急遽、これにつきましては23年度に入れさせていただいたものでございます。

○市場委員長 23年度に予定されていた事業であるとか、前倒しで予算化されているとかということですので、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認いたします。

○議案第6号 平成23年度事故繰越計算書について

○市場委員長 議案第6号「平成23年度事故繰越計算書について」、伊藤参事、説明をお願いします。

○伊藤参事 議案第6号「平成23年度事故繰越計算書について」。白井市教育委員会は、平成23年度事故繰越計算書について、別紙のとおり市長に報告する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

平成23年度白井市一般会計事故繰越計算書。事故繰り越しにつきましては、23年度に工事等の事業を終了するというので実施したものの変更、あるいは何らかの原因で24年度にその工事がまたがってしまった、これにつきましては議会のほうに報告するものでございます。

具体的には、第二小学校と白井中学校で行いましたグラウンド表土入替え（除染）工事でございます。なぜ24年度にまたがってしまったかということにつきましては、この工事の工期につきましては、3

月中を予定しておりましたが、3月につきましては、例年になく雨が多かったこと、あるいは3月末に強風に見舞われたということで、工事の完了が24年4月6日になってしまいました。それについて報告するものでございます。

なお、工事の結果につきましては、第二小におきましては、校庭のフェンスの隅まで除染工事を行いました。面積的には6,700平方メートルでございまして、工事施行前に10メートル間隔のメッシュを切りまして、結果、65ポイントで工事施行前の数値をはかりました。そうしましたところ、地上高5センチで0.27マイクロシーベルト、50センチ高で0.251マイクロシーベルトということで、国の基準0.23マイクロシーベルトを超えているような状況でございました。工事を行いました結果、地上5センチ高で0.123、50センチ高で0.137ということで数値が半減いたしました。同じく白井中につきましては、除染対象面積が9,600平方メートルございまして、同じく10メートルメッシュでポイントをはかりまして、そのポイント数が114ポイントございました。数値につきましては、5センチ高で0.278、50センチ高で0.257マイクロシーベルト、除染後の数値につきましては、5センチ高で0.116、50センチ高で0.118ということで、除染前の数値よりも半減したというような結果が出ていました。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。

除染で集まった土は、今はどういうふうに保管、処理されているんですか。

○伊藤参事 その表土をはがす数量を予測しまして、校庭の片隅に穴を掘りまして、その穴に、遮水シートといたしまして、比較的厚いゴムシートを側面、底面に敷きまして、雨水等で放射性物質が地下に浸透しないような穴をつくりまして、そこに表土を入れました。除染のガイドライン、国から示されておるんですけども、30センチ以上覆土しなさいという決めがございまして、実際では、その穴が比較的多かったということもございまして、実際50センチくらいというような形で覆土して、現在、校庭の片隅に保管しているというような状況でございます。

セシウムの134と137、その134につきましては半減期が2年、137につきましては20年ということで、比較的長い半減期です。国のガイドラインの中には、今現在、校庭の片隅に保管しているんですけども、国の最終処分場が決まり次第、一時保管している表土等を国が設置する最終処分場のほうで移動するというような決めになっているんですけども、その辺のところははっきりわからないような状況でございます。

○市場委員長 ほか、質問等ございますか。

これも23年度に予定されたもので、変更等により繰り越しになったということですので、承認でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○議案第7号 白井市社会教育委員の委嘱について

○市場委員長 議案第7号「白井市社会教育委員の委嘱について」、大塚生涯学習課長、説明をお願いします。

○大塚生涯学習課長 議案第7号「白井市社会教育委員の委嘱について」。白井市教育委員会は、社会教育法第15条第2項及び白井市社会教育委員に関する条例第4条の規定により白井市社会教育委員を別紙のとおり委嘱する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由としましては、本案は、現社会教育委員を委嘱している一部の委員が人事異動等で変更となるため、新たに委嘱するものでございます。

社会教育委員につきましては、昨年の5月の教育委員会議にかけさせていただきまして、任期が23年6月1日から25年5月31日までとなっております。2年の任期でございます。そのうち1番の宮島誠一さん、白井第二小学校の校長につきましては、今まで校長会のほうからは伊藤久男さん、大山口小の校長が推薦されておりましたけども、ここで2年終りまして、宮島第二小学校校長が校長会のほうから推薦されましたので、残任期間につきましてお願いするものでございます。それと3番目の渡辺聡子さん、先ほど教育長のほうからもお話ありましたように、5月12日にPTAの連絡協議会がございまして、その総会におきまして、また、渡辺聡子さんがP連の会長になりました。以前までは坂本さんが社会教育委員として、P連の会長として社会教育委員をお願いしておったわけですけども、会長の交代に基づきまして、後任の残任期間を渡辺さんに委員としてお願いするものでございます。

○市場委員長 質問等ございますか。4番目の石黒さん、一番右側に変更とありますが、これはどういうことですか。

○大塚生涯学習課長 就任月日につきまして、昨年と5月の教育委員会議に出していたときと同様でございまして、23年6月に新たに委員となったということで変更という部分で、体育協会の代表から変更になったということで明記しているものでございます。

○高城委員 社会教育委員の主な仕事というのは、どういうことをするんでしょうか。8人が委員の人数ですか。

○大塚生涯学習課長 社会教育委員については、定員が8名になっております。

社会教育に関する諸計画を立案することとか、定時または臨時に会議を開いて教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べることとか、さまざまございます。今現在、社会教育の諸計画のほかにも、ニート・ひきこもり相談会とか、そういうものを社会教育委員会議のほうで企画してございまして、今年度から実施する予定でございます。

○市場委員長 ほか、ございますか。

それでは、人事異動または会長の交代による変更であるということで、承認でよろしいですか。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 承認といたします。

○議案第8号 白井市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する
規則の制定について

○市場委員長 議案第8号「白井市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」、清水部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 議案第8号「白井市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部を改正する規則を次のように制定する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、平成24年度に係る幼稚園就園奨励費補助金の国庫補助限度額の改正に伴い、規則を改正するものです。

第2条関係の別表の部分で、国の補助金の限度額が変わったことに伴いまして、補助金交付規則につきましては国の規則を準用することから、金額を変えるものでございます。右側の表が改正前の表、左側の表が改正後の表でございます。表の一番左側に区分がございまして、上段のほうから、生活保護法に基づく保護を受けている世帯、次の2項目目が市民税が非課税となる世帯、3番目に市民税の所得割が非課税となる世帯、4番目の区分としまして、所得割税の年額が3万4,500円が新しい改正後のほうでは7万7,100円以下となる、5番目の区分につきましては、所得割課税が年額3万4,500円から18万3,000円以下となる世帯だったものが7万7,100円を超え21万1,200円以下となる世帯というふうに、まず区分の額が変わっております。

右側の横軸の項目でございますが、左側から、第1子が就園している、2番目の項目が2人以上就園していて第2子以降、3番目の区分が3人以上就園していて第3子以降の場合の補助額がそれぞれ出ています。額を見比べていただきますと、一番最初の行だけ確認したいと思いますけれども、第1子の場合で、生活保護法を受けている場合ですと22万3,200円だったものが22万6,200円というふうに3,000円増額になってございます。第2子の場合でありますと、26万4,000円が26万6,000円ということで2,000円増額、第3子以降の場合には30万3,000円が30万5,000円と2,000円アップしたということでございます。順次、表で数字を追っていただきますと、第1子につきましては3,000円の増加でございます。第2子につきましては4区分まで2,000円アップで、一番下の部分、年額が7万7,100円を超えて21万1,200円以下となる世帯につきまして、そこだけ3,000円アップ、第3子につきましては、全て2,000円の増額という形になってございます。

次のページを見ていただきますと、就園しているお子さんの上に小学校1年から3年までの兄、姉を有しているケースの表でございます。縦軸の区分は先ほどの区分と同じです。生活保護を受けているところから、所得割課税の額で規定してある項目になっていきます。それぞれ同じように額を見ていただきますと、生活保護法に基づく保護を受けている世帯につきましては、小学校1年から3年までに

兄または姉がいて、幼稚園に通っているお子さんがいる世帯につきましては、24万4,000円だったものを24万7,000円に、それよりも下のお子さんがある、つまり第3子以降も幼稚園にいるようなケースの場合には30万3,000円だったものが30万5,000円となるという形に改正するものでございます。

最初の改正の表でございますけれども、左側の改正後のところに7万7,100円と21万1,200円とアンダーラインがありますけれども、そのもとのほうの改正前の表にアンダーラインをつけ忘れておりますので、3万4,500円のところにアンダーラインを引いていただきまして、次のところの3万4,500円、18万3,000円のところにもアンダーラインを引いていただきたいと思います。その部分が変わってございます。

別表の第2のほうも、同じように区分のほうの額が違うのにアンダーラインを引き忘れておりますので、3万4,500円、7万7,100円のところにもアンダーラインを引いていただきたいと思います。

次のページにつきましても、3万4,500円、18万3,000円の金額の部分と7万7,100円、21万1,200円のところにもアンダーラインを引いていただきたいと思います。

もう一つ変えたところは、第1号様式、3条第1項関係でございますけれども、保育料等減免措置に関する調書といったものを申請者のほうから出していただいているわけでございますけれども、その様式を、一番最後のページにあるものが改正前の表でございます。この1ページ前にある表が改正後の調書でございます。かなり枠そのものが変更になっていきますので、趣旨としましては、本人以外の就園児がいるかどうかといったものが、今までの表でも読み取れることは読み取れたんですけども、非常に確認作業がしづらいということがありましたので、本人以外の就園の園児の氏名等がわかるように、一番上のところにはっきりと特出しして書いていただくようにしたものでございます。

なお、一番下の同意書が改正後のものにはあって、改正前にはありませんが、これにつきまして、市民税等の納入状況等を課税課のほうに照会して、今までも作業はしていたわけでございますけれども、税額をちゃんと照会していますよということがわかるようにするという趣旨で、同意書という形で学校教育課のほうから課税課のほうに照会するということを書かせていただいて、それで同意をしていただくという形にしたものでございます。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。

特にないようですので、国庫補助限度額の改正に伴う規則の改正であるということで、承認でよろしいですね。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 承認といたします。

○市場委員長 報告第1号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、秋本文化課長から説明をお願いします。

○秋本文化課長 報告第1号「白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」。白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成6年教育委員会規則第1号）の一部を改正する規則の制定について、白井市教育委員会行政組織規則第8条第1項の規定により教育長が代理したので、同条第3項の規定により報告する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、施設予約システムの変更に伴い、施設使用申請様式を変更する必要があり、規則の一部を改正したので報告するというところでございます。

施設の予約システムの変更と申しますと、文化会館を利用する際に施設の予約システム、1年前から予約することができます。このシステムを本年から変更いたしました。変更したというのは、今まではサーバ方式ということで、文化センターの中にサーバを置いて、その中で賃貸をしながら長期契約におきましてやっておったんですが、今年からは千葉施設予約システム使用ということで、今度、クラウド方式ということで、昨年9月に補正予算のほうで、債務負担行為ということで調整させていただきました。23年から27年の5年間ということで、1,337万で債務負担をやっている。これによりますと、今までスポーツの予約とか、公民館予約とか、会館の予約をやっていたわけですが、それが1つにまとまりまして、そういったシステムで活用するというので、経費的には3分の1以下くらいに軽減される。そのシステムを変更しまして、申請様式が若干変わりましたので、規則の中で、今までは7号様式まであったんですが、それを統合したりして5号様式までにまとめました。

裏面をご覧ください。新旧対照表でございます。白井市文化会館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。第7条第1項中「白井市文化会館使用許可変更申請書」を「白井市文化会館使用（変更・取消）申請書」に改め、旧のほうですと変更申請、別記第3号様式となっております。そこを同条第2項中「白井市文化会館使用変更許可書」を「白井市文化会館使用（変更・取消）許可書」に改めるということで、今までは3号様式、4号様式がありまして、次に8条第1項中「白井市文化会館使用許可取消申請書（別記第5号様式）」を「白井市文化会館使用（変更・取消）申請書」に改め、同条第2項中「白井市文化会館使用許可取消許可書（別記第6号様式）」を「白井市文化会館使用（変更・取消）許可書」に改めるということでございます。第11条第2項中「別記第7号様式」を「別記第5号様式」に改める。別記第1号様式から第5号様式まで次のように改めるということで、次ページをお開きください。

右上のほうに、別記第1号様式というのがありますが、これが施行規則のほうの第4条のほうで新しくこのような形になるということで、内容等についてはさほど変わっておりません。経費節減したため共通仕様にしてありますので、その範囲内では、今までの様式と若干レイアウト等は変わっておりますが、内容はさほど変わっていないということで、新しくこのような様式になっています。

次のページで、左上に2号様式とありますが、これが5条ということで、そういった形になっております。

次ページ、3枚目の後ろをご覧ください。これが3号様式で、第7条の1項と第8条の1項関係で、今まではこれが申請書1枚ずつになっておったんですが、これを統合しまして、変更と取消ができるような申請にいたしました。

続きまして、4ページ目ですが、第4号様式として、第7条の2項と第8条の2項ということで、やはり統合しまして変更・取消にいたしました。

4ページ目をお開きください。白井市文化会館使用料減免申請書、これが11条の第2項関係でありましたが、これを5号様式に変更しました。

別記第6号様式及び第7号様式を削る。

附則といたしましては、施行期日、この規則は、平成24年5月1日から施行する。

経過措置として、この規則の施行前に作成した様式で現に使用しているものは、当分の間、所要の調整をして使用することができるというふうに変更いたしました。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ございますか。変更申請書を変更・取消申請書に変えたということは、日時の変更の場合もあるが、取消の変更もあると。それを明確にしたというか、わかりやすくしたと。

○秋本文化課長 今まで1枚の用紙で7様式までありましたので、変更・取消が1枚で両方できるように変更をしてあります。

○市場委員長 質問等ございませんか。

これもシステムの変更に伴う申請様式の変更であるということで、承認でよろしいですか。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 承認といたします。

○報告第2号 平成24年度「特色ある学校づくり事業」学校別計画事業及び
予算配当について

○市場委員長 報告第2号「平成24年度『特色ある学校づくり事業』学校別計画事業及び予算配当について」、清水部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 報告第2号「平成24年度『特色ある学校づくり事業』学校別計画事業及び予算配当について」。平成24年度の特色ある学校づくり事業について、各学校より事業計画が提出され、これに基づき予算を配当したので報告する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

裏面をご覧ください。小学校9校分及び中学校5校分の今年度の特色ある学校づくりの報償費、消耗品費、その合計の表でございます。右側のページを見ていただきますと、各学校から上がった事業

計画書の金額を掲載してございます。24年度の予算でございますけれども、1校あたり報償費5万1,000円、消耗品費8万円で、合計13万1,000円で14校分の金額を確保したところでございます。これを基本的な金額として各学校の申請に基づいて割り振りをしたものでございます。例えば第一小学校のところを見ていただきますと、環境に学び、働きかける子どもの育成の部分につきましては、学校の計画書のほうでは報償費で3万6,000円予算がほしいと。消耗のほうで3万円、合計6万6,000円使いたい。自然を愛し、自然に親しむ子どもの育成については、報償費はいらないけれども、消耗品費として5万円いただければということで、合計しますと報償で3万6,000円、消耗で8万円で11万6,000円予算請求があったところです。この金額は13万1,000円よりも低いということでございまして、第一小学校につきましては、左のページを見ていただくとわかりますように、11万6,000円予算をつけたというふうに見ていただければと思います。

全て説明していきますとかなり時間がかかってしまいますので、報告事案でございますので、後ほど目を通していただければと思います。例えば13万1,000円よりも多く予算を要望している学校が幾つかございます。白井第二小学校、南山小学校、七次台小学校、池の上小学校、白井中学校、七次台中学校につきましては予算よりも多く要望した。または、そこまではいらないという学校もあったわけございまして、調整して、左のページにあるように予算化をしたということでございます。

○石垣委員 池の上小学校の総合的な学習における演劇活動で、報償費27万円が計上されていますが、左側のページには12万2,000円ということで、これは何かの按分ですか。

○清水教育部長 ちょっと表が見つらいんですけども、池の上小のところを見ていただきますと、右のページは学校から予算請求のあった計画書なんですけども、演劇活動のほうで27万円の報償で、自然観察活動は報償はいらないと。消耗品のほうを見ていただくと、1万2,000円と1万5,000円で、その合計値が、報償が27万円、消耗が2万7,000円で、29万7,000円を要望したわけです。それに対して左側を見ると、2つの事業があつて、2つの事業を分けてないんですけども、合わせて報償のほうで12万2,000円つけて、消耗のほうで2万7,000円つけたと、合わせた額をそちらに書いてあるというふうに見ていただきたいと思います。つまり29万7,000円要望したんですけども、予算の枠が決められていますので14万9,000円しかつけられなかったということでございます。あとのお金はどうするのかと、計画に対して足りないわけですね。それについては、予算の範囲内でやっていただく、あるいは、例えば池の上小の場合には、演劇指導ということで、ここ数年、講師として演劇活動をやっている方を講師に招いて、講師謝礼という形でお金を執行しているんです。そうしますと、計画書がありますので、学校のほうで想定したのは、市内の講師の方を呼ぶと講師謝礼ということで9,000円で、その人たちを3人ずつ10回来てもらいたいから27万円という要望をしているわけです。そうはいつでもそこまでつけられない。どうするかというと、9,000円で3人を10回よりも回数を減らして実施してもらうだとか、9,000円で3人じゃなくてボランティア的にやってくださいますという方もたくさん講師の中にいますので、9,000円はいらない

けども、1回の交通費だけ、東京から来るから出していただければ私たち来ますということであれば、5,000円で3人で1回分は済むだとか、それを3,000円でいいですよということで、あとは学校と講師とのやりとりで、基本的な謝金のベースはあるんだけど、その謝金よりもかからない金額で運営して行って、子ども達に演劇のことを教えるということで、あとは学校の工夫があるわけです。最初、ちょっと多めに出してきて、削られてもいいやというところと、もう枠が決まっているから、それに合わせて計画を出しているという学校で、ちょっと特徴があって、要望どおりなかなかないというのがありまして、無難なところで、総合的にこのぐらいが妥当だといったところで金額を決定させていただいたということです。

○市場委員長 右下の24年度1校当たりの合計13万1,000円というのは、これはあらかじめ内示してあるというか、学校側は承知しているわけですよね。あるいは例年の額がこのくらいだということをご承知していますね。

○清水教育部長 そのとおりでございます。目安として出しておかないと、無理な計画を出させても実現ができませんから、目安として、2月議会で予算が成立しますので、3月の閉会日、3月の下旬に予算が決定しますけども、枠取りをこういった形で提案するというのを示させていただいて、その額になるだろうというところを示させていただいて、学校のほうに計画していただいているということでございます。

○市場委員長 七次台小と池の上小がほかの学校より極端に請求額が多いけれども、理想としては、こうありたいという気持ちを出したと。ほかの学校は、本当は3倍出したいんだけど、目安があるからということで控えめに出していると、そういうふうに見て大体間違いないと思うんですけどもね。

○清水教育部長 そのとおりだと思います。

○市場委員長 ほか、ございますか。

これも報告事項ですので、了解ということによろしいですね。

[「はい」と言う者あり]

○市場委員長 了解いたします。

○報告第3号 白井市学校評議員の委嘱について

○市場委員長 報告第3号「白井市学校評議員の委嘱について」、清水部長から説明をお願いします。

○清水教育部長 報告第3号「白井市学校評議員の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市立小学校及び中学校管理規則第10条第3項により、白井市学校評議員を別紙のとおり委嘱する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、校長の推薦により、学校教育の充実及び特色ある学校づくりの推進のため、委嘱するものです。

裏面をご覧ください。24年度の学校評議員の一覧でございます。候補者一覧となっております

が、これは報告事案でございますので、このように決めさせていただいたという報告でございます。学校のほうから、14校で46名の評議員の候補者を推薦していただきました。それにつきまして、教育長の決裁に基づいて委嘱状のほうを交付させていただいたということでご報告させていただきます。

一番右側に再任の回数を書いてございます。網かけの部分が初めての方、新規です。あと回数で、1回目、2回目、一番多い方で桜台中学校の佐久間洋子委員さんが8回目ということになります。複数回委嘱する場合には、事前に協議書を出していただいて、どういう理由で再度、その方にやっていただきたいということを申し出ていただいています。特段問題がなければ、数回を認めているということでございます。8回というと非常に多いと感じる方もいらっしゃると思いますし、池の上小学校の大野精一さんにつきましても4回ということが多くなっておりますけれども、同じ学校で全ての委員さん皆さんが長いといういろいろな弊害等も考えられますけれども、長い方もいれば短い方もいる、新しい方と今までずっと見ていた方と両方いることによって、学校を長い視点で見ることもし、新鮮な視点で見ることもしられるだろうということで、桜台中学校につきましては、初めての方、3回目、8回目というふうに、それぞれ意図的に長くして、あとは新しい方も入れているところで、8回目につきましても認めたということでございます。ここはいろんな意見があると思いますけれども、例えば大山口中学校や南山中学校につきましては、委員さん全てが1回目、初めてだということで、こういう委嘱の仕方もあるわけでございますけれども、新しい目を見ていただく、単年度については。これに何人かの方の経験者を残すことによって、今年はこちらだけでも、過去と比較して今の活動はこうやって変化があるんだという推移を見ることができるということで、両方の見方があるのかなと感じております。その辺につきまして意見があれば今日お伺いして、また校長会等でそういった話をしていきたいと思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

○市場委員長 ただいまの説明について、質問等ありますか。

校長の推薦ということですので、よろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 了解いたします。

○報告第4号 白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について

○市場委員長 報告第4号「白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について」、清水部長、説明をお願いします。

○清水教育部長 報告第4号「白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会に関する規則第3条第2項の規定により白井市中心身障害児童生徒就学指導委員会委員を別紙のとおり委嘱する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由でございますが、本案は、教職員異動等により、継続及び新しい委員を委嘱するものです。

裏面をご覧ください。委嘱期間につきましては、24年4月1日から25年3月31日でございます。網かけ部分につきましては、推薦者変更による新規の委嘱者でございます。他の網かけ以外のものにつきましては、継続の委嘱者でございます。

まず、奥澤委員につきましては継続、川村委員につきましては日吉先生のかわりに新しく委員、田代委員につきましては青木委員にかわりまして本年度新たに委員となる、以下、池田委員、関口委員、五枚橋委員、増田委員につきましては継続でお願いしたところでございます。

なお、就学指導委員会は年間3回を予定していきまして、昨年まで3回でやっていたわけでございますけれども、今年度も3回の委員会を予定しているところです。

○市場委員長 質問等ございますか。報告事項ですので了解でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 了解といたします。

○報告第5号 白井市学校体育施設開放運営委員の任命について

○市場委員長 報告第5号「白井市学校体育施設開放運営委員の任命について」、大塚生涯学習課長、説明をお願いします。

○大塚生涯学習課長 報告第5号「白井市学校体育施設開放運営委員の任命について」。白井市学校体育施設開放運営委員を白井市学校体育施設開放に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり任命する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由としましては、本案は、学校体育施設開放運営委員について、教職員の人事異動に伴い新任者にその残任期間を任命するものでございます。

裏面をご覧くださいと思います。開放運営委員につきましては、2年の任期で、昨年4月1日から任期が来年3月31日までの2年でございます。10名以上ということと、役割としましては、学校開放の運営につきまして、開放の日時及び運営について教育委員会に意見を述べる委員の役割がございます。学校の代表者及び体育協会、スポーツ少年団、スポーツ推進委員等の代表からなりまして、18名でございます。そのうち14名が各小中学校の教頭職を任命しております。そのうちの4名の方、1番、4番、11番、14番、白井中学校の島田教頭、七次台中学校の三橋教頭、南山小学校の伊藤教頭、桜台小学校の本間教頭が異動等になりましたので、前任者の残任期間につきましてお願いするものでございます。年2回予定しております。

以上です。

○市場委員長 質問等ございますか。

これも教頭職であるということ、それから人事異動に伴う交代であるということ、了解でよろしいですね。

〔「はい」と言う者あり〕

○市場委員長 了解とします。

○報告第6号 白井市文化財審議会委員の委嘱について

○市場委員長 報告第6号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」、秋本文化課長、説明をお願いします。秋本課長。

○秋本文化課長 報告第6号「白井市文化財審議会委員の委嘱について」。白井市教育委員会は、白井市文化財保護に関する条例（昭和51年条例第6号）第29条第1項及び同条第2項の規定により、白井市文化財審議会委員を別紙のとおり委嘱する。平成24年5月15日提出。白井市教育委員会教育長 米山一幸。

提案理由ですが、本案は、白井市文化財審議会委員の任期が平成24年3月31日をもって満了となったため、新たに委嘱したので報告するものでございます。

裏面をご覧ください。任期につきましては、平成24年4月1日から平成26年3月31日の2年間でございます。白井市文化財保護に関する条例によりまして、条例第29条、組織で、審議会は委員10人以内で組織する。2としまして、委員は学識経験者のある者のうちから教育委員会が委嘱する。3としまして、委員の任期は2年とし再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残留期間とするとなっております。今回は再任が7名で、8番の横山氏が新規となっております。以上です。

○市場委員長 質問等ございますか。報告事項ですので了解といたします。

非公開案件 ○議案第9号 準要保護児童・生徒の認定について

非公開案件 ○報告第7号 準要保護児童・生徒の認定について

○その他

○市場委員長 その他、ありましたらお願いします。清水部長。

○清水教育部長 その他としまして、平成23年度に、平成24年度次代を担う子どもの文化芸術体験事業といったものを白井市の小学校のほうで希望を出しておりました。文化庁のほうからその事業の決定通知がまいりまして、白井市のほうでは、七次台小学校と南山小学校、桜台小学校、第一小学校の4校で木管五重奏の音楽を実際に体験としてプロの演奏を聞かせていただけるということで、決定通知がまいりました。去年、一昨年でしたか、第一小学校のほうに松本幸四郎さんが来たりとか、そういう事業があったと思いますけども、それと同じ事業でございます。その木管五重奏が4校に来ることになりましたので、ご報告させていただきたいと思います。期日ですけども、候補が3パター

ンほど出ていまして、七次台小は6月11日か12日か13日の3日の中で決められる。南山小のほうは10月16、17、18のどこか、桜台小は12月18、19、20のどこか、第一小学校は6月6日、7日、8日で調整するということがありますので、また決まりましたらご案内しますので、いい機会ですから、参加していただければというふうに思います。それが1点です。

2点目でございますけれども、放射線関係です。食材について、毎週、共同調理場と桜台小中、4品目ずつ今検査をしております。次の週に使う食材の中から4品目ずつ毎週毎週やっていますから、週に12品目で継続してやっています。かなり実績が出てまいりました。今まで測定下限値を超える状況はなかったんですけども、ここへきまして、共同調理場のほうでサツマイモが測定下限値を超えて検出されました。あと、桜台中学校のほうで煮干しの中から放射性物質が検出されたということで、2品目出てしまいました。ご存じのように、暫定基準値500ベクレルといったものがあつたのが100ベクレルに下がりました。今、農作物なんかも検査しているわけですけども、100ベクレル以下の場合には出荷制限をするということになりますけども、50ベクレルの線の段階で出荷を一たんとして、県の精密検査を受けて、100ベクレルを超えると出荷制限になる。でも、給食の場合には安全・安心なということがありますので、今回、サツマイモにしても、煮干しにしても、50ベクレルは超えていない。正式に県のほうに報告して、精密検査をするというものではないんですが、少しでも出ていると保護者の方が心配だということがありますので、使用を見合わせるということで、保護者のほうにそういう説明をして、献立の変更をしたところです。サツマイモのときにはさつま汁だったんですけども、サツマイモが入らないさつま汁はないですから、みそ汁ということに変更させていただきました。桜台中のほうは、煮干しを使ったそのものを出すので、それはカットしたということでございます。報告させていただきます。

もう1点、放射性関係で、この後、プールの指導が始まりますので、プールでヤゴとりをさせたりとか、プールの掃除をどうするのか、プールに子ども達を入れていいのかということがありますから、事前にプールの水、今たまっている状態の水と泥の部分の検査を5校でしました。水のほうについてはほとんど出ないんですね、今たまっているものについて。1カ所だけ、本当に微量、1ベクレル以下の数値が出ているんですけども、問題にならない範囲です。ただ、泥のほうからは100を超えるような数値から2,000ベクレルぐらいの数値が出てしまっている部分がありますので、かなり差が激しいんですけども、その1キロあたりの何ベクレルといったものを空間の線量に直すと、そういう換算式がありますから、大体、白井の5校のプールの泥のベクレル表示をマイクロシーベルトあたりに直すと、0.0幾つから大体0.4ぐらいのマイクロシーベルト換算になるということがありますので、0.23を超えていると保護者の方は非常に心配されますので、そういうプールの泥があるという事実がわかったので、ヤゴとり等、掃除につきましては子ども達にやらせないという形で学校のほうに指示を出したいと思います。

なお、掃除については、水を流しながらやりますので長靴を履いて、手袋をしながら大人がやって

いくということで、昨年度と同じようにやっていきたいと思っています。きれいになった後、水を入れるわけですが、水そのものは飲み水になるわけで、もう検査が終わっていますから、水泳指導は大丈夫だろうというように考えていますけども、プール指導に入る前と、途中、何日かたった後、もう1回検査は一応する予定になっています。抽出を2校ほどでやりたいと思っています。それが放射性関係の報告です。

最後に1点、全国都市教育長協議会定期総会といったものが明後日、出雲市のほうで行われます。通知がきているんですけども、教育長につきましては欠席なんですけども、永年の教育振興へのご功績をたたえることになりましたということで、永年教育長としてやられてきたということで、全国の教育長協議会で表彰されるということの通知がきていましたので、ご報告させていただきます。本来は明後日行っていただいて表彰状を受けるんですけども、行けないので、その表彰状を送っていただくということで教育総務課のほうで手続きをとったところでございます。報告させていただきます。

○市場委員長 ほか、連絡ありますか。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次回教育委員会定例会は、6月5日です。